

# 一般社団法人 かながわ樹木医会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人かながわ樹木医会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、樹木医の診断、治療の技術の向上及び知識実践の場を提供することにより樹木医の社会的地位向上を行い、その知識と技術を通じて、巨樹、名木等の文化財をはじめとする樹木・緑地・森林等の相談、診断、治療及び保全を行うことで樹木文化の継承と発展を目指す。また、これらの普及啓発に関する活動等を一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部をはじめとする関連団体及び行政等と連携して行うことにより、広く環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 樹木に関する相談、診断、治療及び管理事業
- 二 樹木医に関する教育、育成及び支援事業
- 三 樹木文化及び樹木医に関する普及啓発活動
- 四 樹木医の交流会、セミナー、イベント及び講演会等に関する企画、開催及び支援事業
- 五 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した神奈川県に住所を有し樹木医資格をもつ個人
- 二 活動会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加するために入会した神奈川県に住所を有し樹木医資格をもつ個人
- 三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなくてはならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規約に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を一年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員の同意があったとき。
- 三 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- 四 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事、監事の選任及び解任
- 三 理事、監事の報酬等の額の決定又はその規定
- 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 五 定款の変更
- 六 合併、解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 合併
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が総正会員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員等の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上9名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事及び一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事を定めることができる。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議により選任する。

2 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事及び業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の普通決議によって解任することができる。

- 2 監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事又は監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に上げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - 三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人は理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- 一 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 二 規約の制定、変更及び廃止
- 三 入会の基準及び会費等の金額
- 四 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- 五 理事の職務の執行の監督
- 六 社員総会の決議に基づく理事の報酬等の支給方法の決定又はその規程
- 七 代表理事の選定及び解職

(理事会)

第31条 理事会は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上開催し、そのほか必要に応じて開催する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第42条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時社員)

第43条 この法人の設立時社員は、次のとおりである。

- 1 住所 神奈川県 [REDACTED]  
氏名 安部 鉄雄
- 2 住所 神奈川県 [REDACTED]  
氏名 持田 智彦
- 3 住所 神奈川県 [REDACTED]  
氏名 中村 結季

(設立時役員)

第44条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、設立時社員の過半数の議決により選任する。

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。